

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により河合町から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和六年一月十六日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ホームセンターコーナン西大和店

所在地 北葛城郡河合町中山台二丁目七番一及び七番二

二 河合町から聴取した意見の概要

1 政策調整課

近隣住民に多大な影響があることから、関係自治会との連携を密にし、十分に協議した上で事業を実施すること。

2 まちづくり推進課

(1) 道路施設の取壊し及び掘削等を行う場合は、道路法第二十四条及び第三十二条協議を行うこと。

(2) 施工により道路及び既設構造物（水路等）に影響があつた場合は、原因者の負担により復旧すること。

(3) 車両出入口に交通誘導員を常時、配置すること。

3 環境部

(1) 大規模小売店舗立地の事前協議の回答を遵守すること。

(2) 工事期間中の騒音・振動については、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）を遵守し、必要であれば特定建設作業実施届出書を環境対策課に提出すること。特に周辺住民に十分配慮すること。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。

(4) ごみ集積所（生ごみ等の置き場所）については、臭気・鳥類等の被害が周辺に出ないようにすること。

(5) 営業実態に応じ、近隣住人との環境・騒音問題が起こらないように配慮すること。

(6) 営業許可等必要な事業を行う場合、それぞれの関係法令に応じた諸手続を行うこと。

#### 4 安心安全推進課

(1) 店舗敷地周囲に設置されている歩道は、河合第二小学校が通学路に指定している歩道であることから、同小学校の登下校時間帯には、すべての駐車場出入口に車両誘導警備員を配置し、歩道を通行している児童の安全確保に徹底を期されたい。

(2) 店舗の開店に向け、今後、防犯灯・防犯カメラの設置等についての協議が必要であり、それら協議を効率的かつ効果的なものとするためには、河合町・西和警察署・事業者が一堂に会して協議をすること。

(3) 町道一―二号線に接する出入口を進入のみとしていただきたい。

#### 5 教育総務課

(1) 近隣に小中学校があるため、児童・生徒の安全を確保すること。

(2) 危険が想定される箇所については看板・標識等で注意喚起すること。

#### 6 管財課

町内巡回ワゴンの運行ルートとなっているため、工事により規制する場合は、協議すること。また、巡回ワゴン運行に支障をきたさないよう十分に注意し、安全を確保すること。

#### 三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

#### 四 縦覧期間

令和六年一月十六日から同年二月十六日まで。ただし、奈良県の休日を含める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

#### 五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで